

キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク 第25回 全国集会 in 東京



日時：2019年8月31日(土)・9月1日(日)

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター(センター棟)

東京都渋谷区代々木神園町3番1号

小田急線参宮橋駅 徒歩7分/地下鉄千代田線代々木公園駅 徒歩10分

1日目

8月31日(土)

14:30~16:30 プレ企画 (受付14:00~ センター棟309室にて)

「大学スポーツにおけるハラスメント打開策を探る」

17:00~19:00 交流会

2日目

9月1日(日)

9:30~11:30 分科会 (受付9:00~ センター棟105室にて)

<分科会1> 相談員・委員のためのハラスメント対応研修

<分科会2> 性暴力を許さない大学文化の構築のために
—学生団体との対話

<分科会3> ジェンダー研究の困難と課題
—「フェミ科研費裁判」から考える

13:30~16:00 シンポジウム

「大学のセクシュアル・ハラスメント対応の20年
—「藪の中」から「#MeToo」へ

16:00~16:30 全体会



※参加費：個人会員無料。団体会員の方は、一団体につき2名まで無料、3名以上は1人1000円。

非会員一般2000円、非会員学生500円。

※事前申し込み制：参加希望者は、8月26日(月)までに、メールでお申し込み下さい。

(やむを得ない場合、当日の参加も可)

宛先：cshn2019@gmail.com

件名：2019全国集会申し込み

内容：氏名、会員/非会員、
参加希望分科会、交流会参加/不参加

主催：キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク (<http://cshnet.jp/>)

問い合わせ先：第25回全国集会事務局 上田 cshn2019@gmail.com

1日目 14:30~16:30 プレ企画

大学スポーツにおける ハラスメント打開策を探る

圧倒的な成果至上主義のスポーツ界。想像をはるかに超えた、勝利のためには手段を厭わない実態があるのだろう。氷山の一角が明るみに出ても、その解決には納得がいかないままフェイドアウトしていく・・・女性への差別も根深い。大学スポーツには、さらにOB会や企業からの関与も絶大である。このような構造を理解し、大学スポーツ協会（ユニバス）発足等、新しい動きも紹介しながら、少しでも改善に向かえる手段を探りたい。

講師：高峰 修（明治大学政治経済学部教授）
山田ゆかり（スポーツライター、飛騨シュール代表理事、津田塾大学非常勤講師）

司会：村田晶子（早稲田大学文学学術院教授）
17:00~19:00 交流会

2日目 9:30~11:30 分科会

第1分科会 相談員・委員のためのハラスメント対応研修

大学等でハラスメント相談を受けている相談員や、大学の教職員でハラスメント防止委員等に任命された方を対象に、基本的な「ハラスメント相談の概要と特徴」、さらに「セクシュアル・ハラスメントの定義と対応」について研修します。（質問などがある方は、事前の申し込み時にお書きください。）

担当：小柴孝子・山内浩美（立教大学人権
・ハラスメント対策センター専門相談員）

第2分科会 性暴力を許さない大学文化の構築のために —学生団体との対話

大学生や大学をめぐる性暴力・性差別のニュースが後を絶ちません。一方で最近では、大学生自ら、こうした状況に対し異を唱え、性差別的な大学文化を変えていこうという動きが見られます。そこで本分科会では、そうした団体の活動の実態や課題についての報告を聞き、大学や社会における性差別構造を変革していくための方策について、ともに考えていきたいと思えます。

報告：中村果南子（ちゃぶ台返し女子アクション）
春藤 優・沼田史子（シャベル：早稲田で性暴力の根を切る）
加藤わかな・遠藤理愛（Voice Up Japan）
ファシリテーター：宮本恵（東京経済大学人権コーディネーター）・土野瑞穂（明星大学准教授）

第3分科会

ジェンダー研究の困難と課題 ～「フェミ科研費裁判」から考える～

ジェンダー問題について社会的に発言する女性研究者への攻撃はネット上で極めて熾烈です。牟田は科研費研究について杉田水脈衆議院議員に誹謗され名誉毀損で提訴しました。杉田議員の言動は学問への政治介入であるだけでなく、ジェンダー研究や性暴力に声を上げることへの抑圧です。千田はまとめサイトで重大な誹謗中傷を受け裁判係争中です。他方、早稲田大学でのセクハラ事件報道にみるように、学内のジェンダー研究者が批判の矢面に立つような事態も生じています。本分科会では、ジェンダー研究（者）が今、大学内外で直面している困難と課題について議論します。

報告・コーディネート：

牟田和恵（大阪大学教授・「フェミ科研費」
裁判原告）

報告：千田有紀

（武蔵大学教授・Netgeek 裁判原告）
渡部睦美（『週刊金曜日』編集部記者）

13:30~16:00 全体シンポジウム

大学のセクシュアル・ハラスメント対応の 20年—「藪の中」から「#MeToo」へ

1999年、改正男女雇用機会均等法に事業主のセクシュアル・ハラスメント防止配慮義務が規定され、人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の制定を受けて、「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」（文部省訓令 13号）が国立大学だけでなく公私立大学にも通知されたことで、全国の大学のセクシュアル・ハラスメント対応が本格的にはじまりました。20年の到達点と課題を考えます。

シンポジスト：

北仲千里（広島大学ハラスメント相談室准教授）
山内浩美（立教大学人権・ハラスメント対策センター専門相談員）

内藤 忍（独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員）

司会：武田万里子（津田塾大学教授）

16:00~16:30 全体会